

## 令和7年度 埼玉県災害時の外国人支援に係る訓練・研修業務 仕様書

この仕様書は、企画提案書作成用である。

### 1 委託業務の目的

大規模災害発生時の外国人支援に関し対処すべき事項や役割分担について、関係機関（国、県、市町村、国際交流協会等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、埼玉県全体の災害時の外国人支援への対応力を強化するため、訓練・研修を実施することを目的とする。

### 2 契約主体

埼玉県知事

### 3 委託の期間

契約締結日から令和8年2月10日まで

### 4 委託業務の内容

埼玉版 FEMA（外国人支援）訓練及び研修に係る以下の業務を行う。

訓練及び研修の詳細については、近年の激甚化する災害における多様な外国人支援の取組やノウハウ等を盛り込んだ内容を提案すること。

なお、県では、ジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営の充実強化についても取り組んでいることから、外国人女性等が抱える課題やニーズにも配慮した内容とすること。

#### （1）災害時の外国人支援に係る研修の企画・実施

災害時の外国人支援の基礎と事例を学ぶ研修をオンラインで実施する。なお、参加人数は70人程度を想定している。

##### ア 研修の企画・準備

- ・ 研修で使用する講義資料の作成、準備
- ・ 出席者名簿、当日スケジュール、アンケート等、研修に付随する資料の作成や準備

##### イ 参加者の調整

研修の参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を、委託者と分担して行うこと。

##### ウ 当日の運営

- ・ 研修参加者の受付
- ・ 研修の進行及び講義
- ・ 研修風景の撮影や出席者へのフォローなどの進行補助

##### エ 訓練後の事務

研修実施後、研修の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、結果報告書を作成すること。また、（3）の訓練実施までの間に1週間程度オンデマンド配信を行う。

## (2) 大規模地震時における外国人支援で対処すべきシナリオの作成

埼玉県地域防災計画や埼玉県災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定書等を参考に、大規模地震発生時の外国人支援において対処すべきシナリオ等を作成する。詳細は以下のとおり。

### 【資料の種類】

- ・訓練シナリオ
- ・役割分担表
- ・タイムライン
- ・対処事項フローチャート

### ア 取り扱う場面・想定事例

#### ① 場面

- ・首都直下地震により広範囲に被害が発生し、県南東部を中心に多数の避難所が開設される。
- ・被災自治体から県に対して避難所における外国人支援の協力要請あり（翻訳通訳支援等）。
- ・首都直下地震発生24時間後から、約2週間までの初動対応期及び避難生活期の期間で、埼玉県災害時多言語情報センター及び自治体の避難所において自治体職員、国際交流協会職員等が支援を行う場面。

#### ② 主な想定事例

- ・埼玉県災害時多言語情報センターの設置
- ・情報収集・共有（本部・避難所）
- ・関係機関への情報伝達
- ・外国人住民への情報提供
- ・外国人の避難者への情報提供・支援（避難所）

#### ③ 想定される参加機関

県、市町村、埼玉県国際交流協会、市町村国際交流協会

### イ シナリオの作成

シナリオの作成は、必要に応じ、関係機関への照会やヒアリング、事例調査、文献調査等を行い、それらの情報を基に作成すること。なお、シナリオは図上訓練で使用することに留意して作成すること。

## (3) 訓練の調整・実施

作成したシナリオに基づき、委託者へ協議の上、関係機関が参加する訓練を実施するための、調整、準備、実施を行うこと。なお、訓練種類・方法・参加人数は下表を想定している。

	訓練種類	方法	参加人数
1	図上訓練 (2) で作成したシナリオを使用して実施する	オンライン	70人
2	巡回訓練 オンラインによる3者通訳・翻訳アプリを使用して実施する。	対面	30人

ア 巡回訓練の会場について県と調整した上で決定し、利用料の支払い等必要な手続を行う。

イ 訓練の準備 訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を委託者とともに行うこと。

- ・シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成や準備
- ・訓練で使用する物品の準備

ウ 参加者の調整

訓練の参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を、委託者と分担して行うこと。

エ 当日の運営

訓練前は会場設営や受付を行うこと。また、訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

オ 訓練後の事務

訓練実施後、訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。

また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに提出すること。

(4) 進行管理、打合せの実施、会議への出席等

- ・専任の担当者を配置し、委託者と密接に連絡調整を行うこと
- ・委託者と受託者で適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。

(5) 委託事業報告書の作成、マニュアル等への助言

委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。また、本業務実施結果を踏まえ、県の「災害時多言語情報センター設置運営マニュアル」の改善点等について助言を行う。

(6) 成果品の提出

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	本業務で使用した訓練シナリオ・訓練及び研修資料等	電子データ
2	委託業務報告書、「災害時多言語情報センター設置運営マニュアル」への助言	電子データ
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

## 5 その他注意事項

- (1) 業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。
- (2) 本訓練・研修の目的を踏まえ、埼玉県地域防災計画、一般財団法人自治体国際化協会作成「防災・減災のための多言語支援の手引き 2023」等を把握し、業務に反映すること。また、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」（令和6年12月埼玉県作成）を適宜参照すること。
- (3) 本件業務は一般財団法人自治体国際化協会の「令和7年度多文化共生のまちづくり促進事業」の助成対象事業であるため、研修・訓練資料等の成果物には、当該助成を受けている旨を明記し、指定のロゴマークを掲載すること。

## 6 委託業務実施に当たっての留意点

### (1) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

### (2) 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

### (3) 第三者への委託

本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### (4) 業務に関して知り得た秘密

本件業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本件業務以外の目的に使用してはならない。業務の実施期間が終了した後においても同様とする。

### (5) 県への損害賠償

本件業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

### (6) 第三者への損害賠償

本件業務の履行に当たり、故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合に

は、その賠償の責めを負うものとする。

## 7 その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は県と協議を行うこと。

## 8 当該業務に係るスケジュール（予定）

9月下旬 契約

10月～11月 研修（2時間～3時間）

10月～12月 オンデマンド配信（1週間程度）

11月～12月 訓練（半日程度×2回）